



Himeji city society of commerce and industry

商工会ニュース

第171号
令和5年10月2日
姫路市商工会

無料 税務相談 の開催

税務関係の事例についての的確にアドバイス

● 日時：令和5年 **11月8日** (水)

午後2時～午後4時

● 場所：姫路市商工会本所 秘密厳守
※相談希望の方は、事前に電話予約を！

無料 法律相談 の開催

事業のトラブル解決

● 日時：令和5年 **10月18日** (水)

午後2時～午後4時

● 場所：姫路市商工会本所 秘密厳守
※相談希望の方は、事前に電話予約を！

◆ 最低賃金改定

時間額 960円 → 時間額 **1,001円** (令和5年10月1日より)

※この兵庫県最低賃金は原則、兵庫県内の事業場で使用されるパート、アルバイト等を含めた全ての労働者に適応されます。

◆ ひょうご産業 SDGs 推進宣言事業登録企業募集

大企業を中心に SDGs の取組が広く浸透する中、SDGs への対応が遅れる中小企業は、取引先から排除される等のリスクが高まっています。兵庫県では、SDGs に取り組む中小企業を支援するため、「ひょうご産業 SDGs 推進宣言事業」を実施しています。

申請期間：2023年9月25日(月)～10月19日(木)

<宣言企業のメリット>

- ・登録証の交付
- ・ひょうご産業活性化センターのホームページで登録企業を紹介
- ・専用ロゴマークを使用
- ・兵庫県信用保証協会の保証料率割引
- ・SDGs の推進に関して、専門家派遣による経営支援を受けることが可能 (1/2 負担、最多 8 回まで)

<申込方法>

ひょうご産業 SDGs 推進宣言事業への登録申請をしようとする企業・団体は、ひょうご産業 SDGs 推進宣言事業登録申請書 (様式第 1 号)、SDGs 達成に向けた宣言内容 (様式第 2 号) を電子申請システムから提出してください。詳細はホームページをご参照ください。

<https://web.hyogo-iic.ne.jp/sdgs/about>

※郵送やメールの申請は受付けていません。スマートフォンからも申請が可能です。※取組の公開方法に応じて、ホームページの URL の記入やパンフレット等の写真の添付が必要です。

商工会ではひょうご産業 SDGs 推進宣言の登録支援も行っております。お気軽にお問い合わせください。

□ 本所	〒671-2103	姫路市夢前町前之庄 1434-15	TEL (079) 336-1368	FAX (079) 336-1130
□ 家島支所	〒672-0102	姫路市家島町宮 1900	TEL (079) 325-0629	FAX (079) 325-2359
□ 香寺支所	〒679-2151	姫路市香寺町香呂 204-1	TEL (079) 232-0570	
□ 安富支所	〒671-2401	姫路市安富町安志 1151	TEL (0790) 66-2696	



ひょうご SDGs



◆PRチラシ封入サービス

姫路市商工会では、商工会ニュースをはじめ各種施策情報の案内などを定期的に会員の皆さまに送付させていただいておりますが、事業所の商品・サービスやイベントのPRや告知のお手伝いをさせていただきます。DM経費削減や商談・交流にご活用ください。

メリット1 『低コスト』

単独でDM発送する場合に比べ、郵便料金だけでなく、封筒の準備や宛名印刷、封入作業の手間を考えると圧倒的に低コストとなります。

メリット2 『訴求効果』

配布先は姫路市商工会員(約850社)です。企業経営者がほとんどであり、不特定多数を対象とした広告よりも、高い効率と訴求効果が期待できます。

料金(会員価格)：封入1回 11,000円(消費税込み)

1事業所1回につきA4用紙サイズまでとし、A4サイズ以上のものは折りたたみ納品していただきます。当サービスの利用を希望される場合は、商工会までお問い合わせください。

◆姫路しらさぎ商品券PRのぼり配付について



商工会では取扱会員店舗の販売促進に少しでもお役にたてればと

「姫路しらさぎ商品券取扱店のPRのぼり」を作成しています。

つきましては、会員事業所に対して無料配付いたしますので、希望される事業所は姫路市商工会までお問合せください。

※デザインは昨年度と同様です。

※数に限りがございます。1事業所1枚とさせていただきます。

← のぼりのイメージ

・4色仕上げ(サイズ：H=1,800mm W=600mm)

◆専門家による中小小規模事業者向けの経営相談窓口のご案内

相談内容：(例)事業再構築補助金や持続化補助金等の各種補助金申請、経営計画策定支援など

日 程：原則毎週水曜日 午前10時～12時 午後1時～3時 ※必ず事前予約をお願いします

会 場：姫路市商工会 本所・家島支所・香寺支所・安富支所 ※ZOOM等を利用した相談も可

相 談 員：中小企業診断士 荒木 慎吾 氏

◆支所相談窓口のご案内

令和4年4月より各支所(香寺支所・安富支所)1日・15日の開館日以外にも下記日程にて相談窓口を開設しております。お気軽にご利用ください

【香寺支所】火曜日・金曜日 午前9時～12時 午後1時～4時

相 談 員：藤岡 泰造 氏

【安富支所】月曜日・木曜日 午前9時～12時 午後1時～4時

小規模企業の
会社役員
みなさまへ

制度の
特長

Be a Great Small.
中小機構

会社の役員なら / 小規模企業共済

小規模企業の会社等役員の方が退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。国が作った制度なので、安心・安全です。

小規模企業等の会社役員 代表者以外の会社役員 役員なら受け取れる
なら加入可能 でも加入可能 大きなメリット

制度のメリット 掛金は全額所得控除 受取時も税制メリット

共済相談室 TEL.050-5541-7171 【受付時間】 平日9:00~17:00

令和5年9月からオンライン手続きスタート

ご要望の多い一部の手続きについてオンライン手続きが出来ます。新規加入、掛金払込証明書の電子交付、掛金月額増額減額、氏名・住所等の変更 など

小規模企業共済制度の詳細内容は 2次元コード又はホームページからご確認ください。

小規模共済 検索

個人事業主、
会社代表者のため
もちろん
加入できます

2023.9